このような状況において、障害者に対する就労支援を推進していくためには、法定雇用率の達成指導を厳正に実施するとともに、障害者が地域において自立して生き生きと暮らすことができるよう、福祉・教育施策や職業能力開発施策等と連携し、地域における就労支援体制の強化を図ることが重要である。

また、急増する精神障害、発達障害等の求職者に対し、職業相談・職業紹介等、各種の雇用施策を効果的に実施していくため、精神障害、発達障害等、障害の特性に応じたきめ細かな支援を充実していくことが重要である。

(一) 雇用率達成指導、地域の就労支援の強化等

法定雇用率未達成の企業に対して、指導基準に基づいた厳正な指導を行い、地域における実雇用率及び達成企業割合の向上を図る。また、率先垂範して障害者雇用を進めるべき立場である公的機関については、速やかな法定雇用率の達成に向け、徹底した指導を行う。

また、実雇用率が低調である中小企業については、特に企業経営者の理解が不可欠であることから、地方自治体や事業主団体とも連携して、障害者雇用や支援策についての企業経営者の理解の浸透を図り、障害者の雇用に結びつける。

さらに、福祉・教育から雇用への移行を一層推進するため、地方自治体が策定した障害者計画及び障害福祉計画を踏まえ、都道府県及び地域ごとに各分野の関係機関のネットワークを活用した就労支援力の強化を図る。特に、福祉施設利用者及び特別支援学校卒業者については、都道府県保健福祉担当部局、福祉施設、教育委員会、特別支援学校等との連携を図りつつ、就労に対するニーズを把握した上で、的確な支援を行うことにより、就職の実現を目指す。

障害者就業・生活支援センターについては、都道府県労働担当部局及び保健福祉担当部局との連携協力の下、全障害保健福祉圏域への計画的な設置を目指すとともに、障害者の身近な地域における就業・生活両面にわたる一体的な支援を実施する連携拠点として機能するよう事業主や障害者等に対して必要な助言及び指導を行う。

(二) 障害特性や働き方に応じた支援策の充実、強化

精神障害者については、公共職業安定所において、その障害特性に応じたカウンセリング等のきめ細やかな支援を実施するとともに、企業に対する意識啓発等を強化する。また、医療機関等と連携したジョブガイダンス事業を機動的に実施するとともに、精神障害者等ステップアップ雇用奨励金や精神障害者雇用安定奨励金を効果的に活用し、精神障害の特性に応じた雇用及び職場定着の促進を図る。なお、各種施策の活用に当たっては、都道府県保健福祉担当部局等とも積極的に連携し、精神障害者の雇用促進を図る。

発達障害者については、発達障害者支援センター等と連携して、発達障害に対する理解をより一層促進するとともに、発達障害者雇用開発助成金、職場適応援助者（ジョブコーチ）支援等の活用により、その雇用促進を図る。また、発達障害等の要因により、コミュニケーション能力に困難を抱えている若者が多い地域においては、若者の自立支援機関や大学等の高等教育機関等と連携し、きめ細やかな就職支援を行う。

難治性疾患患者についても、難病相談・支援センター等と連携して、難病に対する理解をより一層促進するとともに、難治性疾患患者雇用開発助成金等の活用により、その雇用促進を図る。

さらに、在宅就業障害者支援制度について、事業主及び地方自治体への一層の周知を図るとともに、在宅就業障害者に対して支援を実施する特定非営利活動法人等に対し、在宅就業支援団体への登録を勧奨し、制度の利用促進を図る。

(三) 障害者の職業能力開発支援の強化

障害者職業能力開発校における訓練、一般の公共職業能力開発施設を活用した訓練及び民間企業等に委託する障害者委託訓練について、障害者雇用の促進のため、積極的かつ効果的な受講あっせんに努めるとともに、求職障害者や事業主に対し、制度の周知を図る。

特に、都道府県が民間企業等に委託して実施する障害者委託訓練においては、就職率の向上を図るため訓練内容のより一層の充実等を図り、職業意識の啓発や就職に要する職業能力の付与等を行う座学訓練と、企業における実習を組み合わせた日本版デュアルシステムを、障害者向けにも新たに導入し、その利用を促進する。このため、都道府県との連携を一層密にし、求職障害者及び事業主に対する周知を図るとともに的確な受講あっせんに努めることにより、当該訓練の受講を推進する。

更に、職業訓練上特別な支援を要する障害者が増加傾向にあることから、これらの者に対する積極的な支援に配慮する。

地域雇用創造と雇用支援

経済のグローバル化が進展する中、産業構造の変化によって製造業や建設業における雇用者数が減少し、こうした産業に支えられてきた地域の雇用は厳しい状況にある。今後、景気が回復していく中で生産性の高い雇用機会を創出するとともに、内需主導の経済成長を目指す観点から、未来の成長分野として期待される介護、福祉、農林等の分野における雇用の創造に重点を置き、競争力のある産業の振興を図っていく必要がある。また、将来、より一層の少子化・高齢化の進行が予想される中で、安心して暮らすことができる活力ある地域社会を構築するため、地域ごとの産業や自然などの特性を活かし、地域社会に根ざした雇用の創造に取り組むことも重要である。

(一) 地域における創意工夫を活かした雇用創造の推進

ア 雇用情勢に対応した地域における雇用機会の創出

厳しい雇用情勢が続く中、引き続き各地方自治体において、緊急雇用創出事業による離職者の一時的な雇用機会の確保及びふるさと雇用再生特別基金事業による地域における継続的な雇用機会の確保を図るとともに、重点分野雇用創造事業により、介護、医療、農林、観光、環境、地域社会雇用など成長分野として期待されている分野における新たな雇用機会の創出及び地域ニーズに応じた人材の育成を推進する。

各都道府県労働局及び公共職業安定所においては、労働市場に関する情報提供、全国的な取組の事例紹介や必要な助言を行うことにより、特に市町村における積極的な事業計画の立案を促すとともに、公共職業安定所に提出された求人の円滑な充足を図り、地方自治体と連携して、地域の実情に応じた雇用機会の創出を推進する。

イ 中長期的な視点に立った地域雇用対策

地域の関係者の自発的な雇用創造の取組を支援する地域雇用創造推進事業（パッケージ事業）や、地域雇用創造実現事業により、地域の創意工夫を活かした雇用創造を推進する。

このため、事業の未実施地域において、他地域の事例の紹介や地域雇用戦略チームの支援を活用して取組を促すとともに、実施地域においては、事業が効果的に実施されるよう、求職者へのセミナー情報の提供等の支援を行う。

また、二十一道県については、道県ごとの重点産業分野において創業を支援する地域再生中小企業創業助成金が、雇用開発促進地域等については、地域求職者雇用奨励金等が設けられていることから、都道府県、都道府県労働局及び関係団体等が連携してこれらの施策を活用して創業等を支援する。

(二) 介護分野の雇用支援等

介護労働者の作業負担軽減や腰痛対策のため、事業主が移動リフト等の介護福祉機器について導入・運用計画を提出し、都道府県労働局の認定を受けて導入・運用した場合に経費の二分の一を助成（上限三百万円）する介護労働者設備等導入奨励金の支給を始め、雇用管理の改善に取り組む事業主等に対して、介護労働安定センターが行う雇用管理改善のための相談援助、情報提供等の活用等についての積極的な周知を行う。